

知的財産(権)とは…

発明や創作による知的創造物が「知的財産」。それを保護する権利が「知的財産権」。この権利は「産業財産権」と文学や芸術などを保護する「著作権」からなり、産業財産権には「特許権」「実用新案権」「意匠権」「商標権」の4つの権利がある。これらは特許庁に出願し登録されることによって、初めて独占的に使用できる権利となる。



これらを特許庁に出願し登録されると…

あなたのアイデアを
盗用・模倣から守ることができます!

それでもやっぱり難しい…

それなら**知財総合支援窓口**へ。

札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル 北海道発明協会内
(JR札幌駅北口より徒歩2分)

011-747-8256

[Eメール] chizai@jiii-h.jp [利用時間] 9:00~12:00、13:00~17:00
[休 日] 土・日曜、祝日、12月29日~1月4日

札幌以外でも相談できる **道内7地域9カ所のサテライト**
TV会議システムを利用し、各サテライトから札幌の窓口へ直接相談できます。

【旭 川】

一般財団法人 旭川産業創造プラザ
旭川市緑が丘東1条3丁目1-6旭川リサーチセンター内(☎0166-68-2820)
旭川商工会議所
旭川市常盤通1丁目道北経済センター3階(☎0166-22-8411)

【苫小牧】

苫小牧市テクノセンター
苫小牧市相原32-6(☎0144-57-0210)

【室 蘭】

公益財団法人 室蘭テクノセンター
室蘭市東町4丁目28-1(☎0143-45-1188)

【函 館】

北海道立工業技術センター内 公益財団法人 函館地域産業振興財団
函館市栢根町379(☎0138-34-2600)

【北 見】

オホーツク産学官融合センター
北見市栢陽町603-2 北見工業大学社会学連携推進センター内(☎0157-57-5677)
北見商工会議所
北見市北3条東1丁目(☎0157-23-4111)

【網 路】

公益財団法人 網路根室圏産業技術振興センター
網路市鳥取南7丁目2-23網路工業技術センター内(☎0154-55-5121)

【帯 広】

公益財団法人 とから財団 十勝産業振興センター
帯広市西22条北2丁目23-9(☎0155-38-8850)

知財で知る 北海道のチカラ

-vol.1-

「知的財産」「知的財産権」——聞いたことはあっても、なんだか難しいイメージを持つかもしれない。しかし、誰もが知っている札幌土産のお菓子も、北海道の産業を支えている機械も、これなしでは存在できなかったかもしれない。それほど、私たちの生活に浸透しているものなのだ。北海道を支える「知財」について、ひも解いてみよう。

世界に一つだけの発明をしたり、奇跡のような商品名をひらめいたりしたとする。そうしたアイデアは、「知的財産」(知財)と呼ばれる。しかし、特許庁に出願し、登録されなければ、その財産は守られることはない。

知的財産を保護する「知的財産権」は、左にあるように「商標権」「特許権」「実用新案権」「意匠権」「著作権」からなる。この知的財産権を活用し、知財を保護することで企業活動の役に立っている例は数

知れない。たとえば「夕張メロン」は、商標として登録されているし、ミツキーマウスは意匠権が登録されている。電子機器や自動車の分野では特許の出願が盛んで、2013年ではパナソニックの9248件を筆頭に、キヤノン、東芝、トヨタ自動車…といった顔ぶれが並ぶ。

知財を特許庁に出願するには、必要書類の作成と出願手続きが必要。これには専門的な知識が必要のため、ハードルは高い。そんなときに力になってくれるのが「知財

総合支援窓口」だ。経済産業省北海道経済産業局が運営する同窓口では、知財に関する相談を受け、ケースに応じた最適な解決方法を提供してくれる。

窓口を利用し、知財を活用することでブランドイメージの向上や、模倣品を排除することに成功した企業は道内でも数知れない。そんな企業と知財の関わりを紹介しよう。

〔取材協力〕知財総合支援窓口……同窓口には4名の窓口支援担当者が在籍しており、無料で知財に関する相談に乗ることができる。